

るも、かゝるものは全く當寺に積立てられもなく亦前陳の如く下足料としての徴收は一時的なりし事尙實より見ても全然虚構に過ぎず又現場日誌なるものを所有し日々の入場者を記入し居る由なるも是れは當寺の全然関知せざる所に有之

九、今回の解雇に就て不服を申出て居るものは全く前記牧野滋太郎一人に限り同人の策動により社民党より要求書を當寺に提出したるものに有之
右陳情致候也

泉岳寺住職

昭和七年四月六日

小坂准一爾

寫

要求書

八項目

- 一、即時復職セシメ休業中ノ給料全額ヲ支給スル事
- 二、給料残額金參萬貳仟九百拾圓參拾貳錢也ヲ即時支拂ノ事
- 三、解雇手当制ヲ確立シ一ヶ年勤続ニ付二ヶ月分ヲ支給スル事
- 四、請負制度ヲ徹廢シ全部本給ニスル事
- 五、労働時間ヲ八時間トスル事
- 六、年三回賞与ヲ支給スル事
- 七、年三回仕事着ヲ支給スル事
- 八、労働組合加入ノ自由ヲ認め団体協約